

<b>第1条(趣旨)</b>	内藤記念くすり博物館はエーザイ株式会社が社会貢献活動として運営する企業博物館である。わが国の健康科学並びに医学や薬学等の資料、特にくすりに関する資料並びに図書を収集、保管、展示し、一般来館者に対してくすりの正しい知識を普及すること、あわせて専門研究者が研究を行い、医薬関係者の展覧及び閲覧に供することを趣旨とする。
<b>第2条(運営・施設管理)</b>	運営及び維持費用については、エーザイ株式会社が定めるところとする。施設・設備管理については、管轄する部署と博物館が分担して対応する。社内外の博物館施設利用については、博物館の判断で許可を行うが、博物館のみでは対応・判断できない場合は川島工園や本社の判断をあおぎ、その支援を得る。
<b>第3条(設置)</b>	内藤記念くすり博物館(以下、博物館とする)は、エーザイ本社PR部(東京都文京区小石川4丁目6番10号)に属する。博物館はエーザイ(株)川島工園内の岐阜県各務原市川島竹早町11に置き、本館、展示館、および図書館、附属薬用植物園で構成する。本館と図書館に資料収蔵庫を設置する。
<b>第4条(人員)</b>	博物館には館長を置き、その下に学芸員・薬草園職員・庶務経理職員・工場見学案内担当者・その他の職員を配する。職員は、全ての利用者に対して懇切丁寧に解説できるように博物館内研修をする他、博物館外における研修及び学術大会等に積極的に参加する機会を設ける。また、専門分野の充実のために必要に応じて顧問を置く。博物館の組織体制及び各職員の業務については別に定める。
<b>第5条(業務委嘱)</b>	博物館は、監修や業務の補佐をする目的で、社内もしくは社外の者に業務を委嘱することができる。また、社外の者に委嘱する業務については、謝礼もしくは交通費、宿泊費などその実費を負担することができる。
<b>第6条(資料・図書の収集)</b>	博物館は、日本薬局方などの薬学において重要な資料について収集を行う。資料として必要と認められたものは収集を怠らない。資料等(図書を含む)の収集方法は、下記の購入及び寄託の2種類とする。手順等に関しては別に定める。なお、寄贈は現在受け付けていないが、献本についてはこの限りでない。
1.購入	博物館の趣旨に沿い、必要と認められた資料・図書があるときは購入または入手を怠らず、利用及び保存を行う。資料の購入については「050401制定新規収蔵品受入れ規定」、図書の購入については「230725図書収集に関する規定(仮)」に従う。
2.寄贈	資料等・図書の寄贈は受け付けない。詳細については資料の寄贈については「050401制定新規収蔵品受入れ規定」、図書の寄贈については「230725図書収集に関する規定(仮)」を参照する。
3.寄託	保管の期間を定めて博物館に寄託された重要な資料及び図書は、保存、整理に尽力する。寄託者は博物館が必要に応じて寄託品を出庫、展示することを了承し、博物館に対して使用料や手数料等の請求を一切行わない。ただし、博物館は寄託者の了解なしに博物館外へ寄託品を持ち出す、あるいは処分することはできない。資料の寄託については「050401制定新規収蔵品受入れ規定」、図書の寄託については「230725図書収集に関する規定(仮)」に従う。
<b>第7条(資料等の安全保管)</b>	資料等の保管または展示を行う場所は、博物館の本館・図書館・展示館等の屋内施設とする。ただし、生きた植物に関してはこの限りではない。資料等は整理して一目瞭然たらしむべく保存格納する。盗難、災害等に対しては施設・設備・人員の面から可能な防止策を講じる。

第8条(展示)	博物館は、常設展と企画展を行う。常設展については5～10年程度の間一度見直し、展示替えを行う。企画展については、毎年1回実施する。展示は原則として公開とし、陳旧化を防ぐため、積極的に内容の更新及び新装に努める。
第9条(収蔵資料等の利用)	収蔵資料及び図書については、研究者のみならず広く一般来館者が利用可能な状態とする。利用規則については「資料閲覧に関する規定と申請書20230428」に従う。
第10条(資料及び展示品の交流)	博物館は必要に応じて、内外の博物館等の施設と資料及び展示品の交流や交換を行うことができる。また、交流のうち、貸し出しについては、「内藤記念くすり博物館 資料貸し出し規定」に従う。
第11条(観覧)	博物館は月曜日と年末年始を除き、原則として毎日午前9時から午後4時半まで開館する。特別な事情による臨時休館は認めるものの、災害を受けた場合を除いて最低でも1年に150日以上開館する。また、来館者には受付で入館者表へ氏名等の記入を求める。入館者表は、来館人数確認と来館者動向を調査するために記入を求めるものであり、個人情報として慎重に取り扱う。
第12条(臨時開館・休館日)	臨時休館する場合は、あらかじめあるいは当日告知する。臨時に開館する場合は、博物館職員もしくは川島工園職員が必ず出勤する。
第13条(利用料)	博物館はエーザイ株式会社の社会貢献活動の一環として運営されるものであるため、入館料は無料とする。ただし、その他のサービスにおいては、サービスの内容に応じて別途定める料金を徴収する。
第14条(館内施設利用)	博物館施設・設備は、使用希望者の申し出が博物館の趣旨に適合する場合、利用可能とする。適合の基準は、館長及びエーザイ株式会社の判断に従う。
第15条(入館の承認・事故・損害等)	博物館は、全ての来館者及び従業員が安全かつ衛生的に利用できるよう、施設・設備を設置・維持管理する。また、特段の事情なく身勝手な行為や他の多くの利用者の迷惑となる行為が見られる利用者に対しては、今後一切の来館を拒否する他、警察等と相談した上で法的な措置を取ることができる。
第16条(出版事業)	博物館は必要に応じて、パンフレット・ポスター・ちらしなどを作り、来館者や博物館・図書館に配布する。企画展開催時には図録・収蔵資料集・資料目録・冊子等を作成し、配布して、正しい知識の普及を推進する。
第17条(薬用植物園の目的)	薬用植物園は、内外の薬用植物園と連携して多種の植物を収集し、栽培を行うほか、標本を作製して整理保存する。また、薬用植物及び植物園の諸情報と写真を収集し、わが国の模範的な薬用植物園とするように努力する。

内藤記念くすり博物館館則

---

第18条(附属薬用植物園利用)

薬用植物園及び栽培植物の利用については、その利用が適切であると判断される場合にのみ手続きを経て利用可能とする。利用規則については別に定める。

---

第19条(図書館利用規則)

図書館の利用にあたっては、「図書館利用規則(案)20230906」に従う。一般図書は利用者の「図書館利用申込書」提出をもって利用可能とする。また、和装本の利用の際には別途「和装本閲覧申込書」の提出を必要とし、博物館員の審議と承諾をもって利用可能とする。

---

第20条(和装本におけるデジタル資料利用)

和装本の複写(デジタルアーカイブ化)は、利用者の「複写申込書(和装本)」提出を必要とする。いずれも審査を行い、適正の場合のみ利用や複製を承諾する。この際の複写にかかる手数料等は「収蔵図書のデジタルアーカイブ化について」において定めるものとする。

---

制定及び改定記録

1971年11月 1日 「内藤記念くすり資料館運営内規及び心得」制定  
1977年 6月 12日 「内藤記念くすり博物館則」へ改称し、博物館則とする  
2023年10月 5日 内容改定